

瀬戸市児童福祉法施行細則及び瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第31号

瀬戸市児童福祉法施行細則及び瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(瀬戸市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 瀬戸市児童福祉法施行細則(昭和62年瀬戸市規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第12条関係)					別表(第12条関係)				
入所者の属する世帯の階層区分	徴収額				入所者の属する世帯の階層区分	徴収額			
	母子生活支援施設(月額)	助産施設		母子生活支援施設(月額)		助産施設			
		基準額	加算額			基準額	加算額		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
備考					備考				
1 この表のC <sub>1</sub> 階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C <sub>1</sub> 階層及びC <sub>2</sub> 階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児					1 この表のC <sub>1</sub> 階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C <sub>1</sub> 階層及びC <sub>2</sub> 階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児				

童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」

（以下「児童家庭局長通知」という。）の規定は適用するものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD<sub>1</sub>階層からD<sub>14</sub>階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び児童家庭局長通知の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項の規定

童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」

（以下「児童家庭局長通知」という。）の規定は適用するものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD<sub>1</sub>階層からD<sub>14</sub>階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び児童家庭局長通知の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しないものとする。）をいう。

は適応しないものとする。)をいう。 3から6まで <省略>	3から6まで <省略>
----------------------------------	-------------

(瀬戸市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 瀬戸市母子保健法施行細則(平成25年瀬戸市規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
被措置児の属する世帯の階層 区分		徴収基準 月額	徴収基準 加算月額	被措置児の属する世帯の階層 区分		徴収基準 月額	徴収基準 加算月額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考	1 <省略> 2 この表のD <sub>1</sub> 階層からD <sub>14</sub> 階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。 (1) <省略> (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2			備考	1 <省略> 2 この表のD <sub>1</sub> 階層からD <sub>14</sub> 階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。 (1) <省略> (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2		

<p>項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項、<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び附則第82条第1項</u></p> <p>3から7まで &lt;省略&gt;</p>	<p>項及び第6項、第41条第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項</p> <p>3から7まで &lt;省略&gt;</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。